

# 地方創生道整備推進交付金交付要綱

平成 28 年 4 月 20 日  
28 農振第 150 号  
国道環安第 8 号

(最終改正) 令和 5 年 3 月 30 日  
4 農振第 3012 号  
国道環第 122 号

農林水産事務次官  
国土交通事務次官

## 第1 通 則

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく交付金のうち、法第 5 条第 4 項第 1 号ロ（1）に規定する事業に係るデジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和 5 年 1 月 25 日付け府地創第 414 号、府地事第 878 号内閣府事務次官通知、4 農振第 2457 号農林水産事務次官通知、国総政第 31 号国土交通事務次官通知、環循適発第 2301251 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第 6 2 2）①に定める地方創生道整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域再生法施行令（平成 17 年政令第 151 号。以下「令」という。）、地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「農林交付規則」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「国土交付規則」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

## 第2 交付金の交付対象

### 1 交付対象となる施設

交付金の交付対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、令第 3 条第 1 項で定める施設であり、別表 1 のとおりとする。

## 2 事業主体

事業主体は、法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下単に「認定地方公共団体」という。）とし、別表1のとおりとする。

## 3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、認定地方公共団体とする。

## 第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、対象施設のうち、市町村道に係るものについては、国土交付規則の規定に基づき国土交通大臣が行い、広域農道及び林道に係るものについては、農林交付規則の規定に基づき農林水産大臣が行うものとする（以下、当該交付の事務を所管する大臣を「所管大臣」という。）。

ただし、第6の3の規定に基づき、交付された交付金が、対象施設のうち、当初予定されていた施設（以下「当初予定施設」という。）以外の対象施設（以下「他の施設」という。）の整備に充てられる場合には、当該当初予定施設に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

## 第4 交付金の交付期間

所管大臣が認定地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、法第5条第15項の規定による認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）ごとに当該計画に基づき対象施設の整備を実施する年度から起算して、原則5年以内とする。

## 第5 交付限度額

第7に規定する国の負担割合の補正前の交付金の限度額（以下「交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

- A : 認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとに別表1の要件の欄に掲げる経費
- B : 認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとに別表1の国の負担割合の欄に掲げる割合

## 第6 単年度交付額

### 1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 認定地域再生計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金（X）」という。）が交付される年度の年度末における対象施設に係る事業について見込まれる進捗率

D : 交付金（X）のうち、算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 対象施設に係る総事業費に対する執行业務費の割合

### 2 事業の進捗率の変更

事業主体は、認定地域再生計画に記載されている施設に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額（第7に規定する引上額を含む。）すべてについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該施設の整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

### 3 交付金の他の施設への充当

事業主体は、単年度交付額（第7に規定する引上額を除く。）の1/2未満の範囲で、かつ他の施設の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の施設の整備に要する経費として充てることができる。

## 第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体が行う後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和36年政令第258号）第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6の1に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

なお、負担特例法第2条に規定する財政力指数及び第3条第1項に規定する引上率については、交付金の交付対象となる年度の前年度のものを用いることとする。

## 第8 指導監督交付金

所管大臣は、都道府県に対し、工事費（工事雑費を除く。）と別に、指導監督交付金（都道府県知事が認定地方公共団体である市町村に対して行う指導監督事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

## 第9 交付申請

適正化法第5条及び適正化法施行令第3条、農林交付規則第2条又は国土交付規則第3条若しくは第4条の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を受ける者（以下「交付申請者」という。）は、毎年度、所管大臣が別に定める日までに、所管大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

## 第10 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適正化法第7条第1項及び農林交付規則第3条第1号イ若しくはロ、又は国土交付規則第5条第1項第1号若しくは第2号の規定により承認を受けようとする場合には、所管大臣に対し、別に定める変更交付申請書を提出するものとする。
- 2 農林交付規則第3条第1号ロ及び国土交付規則第6条に規定する軽微な変更は、別表2のとおりとする。

## 第11 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、所管大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

## 第12 遂行状況報告

- 1 適正化法第12条の規定による遂行状況の報告については、交付申請者は、毎会計年度の4月1日から11月30日までの期間についての状況を取りまとめ、当該年度の12月20日までに、所管大臣に対し、別に定める遂行状況報告書を提出して行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付申請者が交付金について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について（昭和 42 年 5 月 1 日付け蔵計第 946 号大蔵大臣通知）に係る報告を林野庁、地方農政局（北海道にあつては国土交通省北海道開発局を經由して農林水産省農村振興局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局）又は地方整備局（北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局）（以下「地方支分部局等」という。）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第 1 項による報告のほか、地方支分部局等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付申請者に対して当該交付金の遂行状況について報告を求めることができる。

### 第 13 事業遅延の届出

- 1 広域農道及び林道に係る交付申請者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに所管大臣に対し、別に定める遅延届出書を提出するものとする。
- 2 前項のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合には、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

### 第 14 実績報告

- 1 適正化法第 14 条及び農林交付規則第 6 条第 1 項又は国土交付規則第 9 条第 1 項の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、所管大臣に対し、別に定める実績報告書を提出して行うものとする。なお、市町村道に係る適正化法第 14 条後段の規定による報告は、国土交付規則により、交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに行うものとする。
- 2 ただし、交付金の全額が前金払若しくは概算払により交付された場合、又は所管大臣が前項の期日によることができない困難な特別の事由があると認めた場合には、同項の報告の期日は、事業の完了の日が属する年度の翌年度の 6 月 10 日までとすることができる。

## 第15 交付金の経理

事業主体及び第8の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

## 第16 その他

広域農道において盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）を行うに当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

### 附 則

- 1 本要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 道整備交付金交付要綱（平成17年4月22日付け17農振第7号農林水産事務次官及び国道地調第2号国土交通事務次官通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、平成27年以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）による改正前の法第13条第2項第1号に基づく道整備交付金（2のただし書に規定するものを除く。）については、第1に規定する交付金として本要綱に基づき交付するものとする。

### 附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第16の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和4年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

別表 1

施設	事業主体	要件	国の負担割合
市町村道	都道府県 市町村	以下のいずれかに該当する整備に要する経費 1 市町村が実施する市町村道の新設、改築及び修繕 2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）の規定による都道府県の権限代行事業	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 56 条及び道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和 24 年政令第 61 号）第 1 条第 2 項に定める割合
広域農道	都道府県 市町村	1 農道整備事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 16 日付け 52 構改 D 第 239 号）の第 4 の 1 の（1）に定められた事業の採択基準を満たし、又は流通・通作条件整備計画について（令和 2 年 3 月 31 日付け元農振 2665 号）に定める流通・通作条件整備計画を策定して農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整第 336 号・21 水港第 2724 号）の別紙 1-1 の運用 1 の第 4 の 3 の（1）のアに定められた実施要件を満たし、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定に基づき整備される農道（以下「広域農道」という。）の新設又は改良に要する経費 2 土地改良法第 87 条第 1 項の規定に基づき都道府県が土地改良事業計画を定めた広域農道の一部について、同法第 88 条の規定に基づき都道府県が当該計画の変更を行い、同法第 96 条の 2 の規定に基づき市町村が新設又は改良を実施する場合における当該新設又は改良に要する経費 3 既設の広域農道の保全対策に要する経費（ただし、点検診断のみを行うもの以外の保全対策については、以下の要件を満たすこと。） （1）受益面積が 50 ヘクタール以上 （2）総事業費が 30 百万円以上	1 要件 1 については、土地改良法施行令第 78 条別表第 1 の事業費の区分の欄の 2 の（6）の欄に定める割合 2 要件の 2 については、土地改良法施行令第 78 条別表第 4 の事業費の区分の欄の 3 の欄に定める割合 3 要件の 3 については、1/2
林道	都道府県 市町村	1 農山漁村地域整備交付金実施要領（21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号）の別紙 6 及び沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）の別紙 9 に定められた事業の採択基準を満たす林道の開設又は拡張に要する経費 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 6（第 4 の 5 の（1）のイの括弧書を除く。）及び沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙 9 に定められた事業の採択基準を満たす既設林道の保全対策に要する経費	1 要件の 1 については、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）別表第 3 の費用の区分の欄の林道の開設に要する費用の項第 1 号、第 5 号及び第 6 号、並びに林道の拡張に要する費用の項第 1 号及び第 2 号に定める割合。ただし、北海道、沖縄県、奄美群島又は離島振興対策実施地域に係るものについては、これを適用せず、その他の地域に係る割合を適用するものとする。 2 要件の 2 については、1/2

別表2

施 設	軽 微 な 変 更
市町村道	1 第6の2の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更
広域農道	2 第6の3の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更
林道	3 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更